

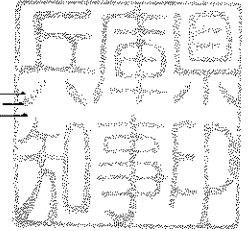


決 裁 ・ 供 覧	年	理 事 長	園 長	副 園 長	係
	月				
日					

生支第 1631 号
平成28年9月 1日

南光社会福祉事業協会
理事長 小林 敬知 様

兵庫県知事 井戸 敏三



生活困窮者就労訓練事業認定通知書

平成28年8月18日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	南光社会福祉事業協会 佐用郡佐用町西下野880番地 理事長 小林 敬知	
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	救護施設 南光園 佐用郡佐用町西下野880番地	
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容	定員6名 内職作業、農園作業、清掃・洗濯業務、太陽公園清掃作業、介護助手、看護助手、一般事業所実習	
当該認定に関する事項	認定年月日	平成28年9月1日
	認定番号	2800000037

注) 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第2種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。